

新型コロナウイルス特例貸付の 償還免除(お金を返さなくてもよい)申込の案内

1 「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主(家族の代表)」が令和6年度に「住民税非課税(住んでいる市町村などに払う税金が0円)」の人

- (1) 令和7年1月から返済が始まる「総合支援資金(再貸付)」については、該当する借受人の方には免除申請書類を郵送いたします。その書類を確認してください。
- (2) 総合支援資金(初回・延長貸付)と、令和6年1月より償還開始の緊急小口資金について、これまでは住民税が課税で償還中であっても、令和6年度が非課税である世帯は一部が返済免除となります。申請したい方は下記までご連絡ください。申請書を送付します。
- (3) これまで(令和3年度から令和5年度)住民税非課税であったにもかかわらず、事情により申請できなかった方の申請を受け付けることもできますので、できるだけ早く下記までお知らせください。

2 1 に当てはまらないが、返す必要がなくなる場合

償還(返済)が始まった後に、国の決めた要件に当てはまる状況になった場合、「償還免除(返す必要がなくなる)」になる可能性があります。

	免除要件	必要な書類
1	生活保護を受給した場合	償還免除申請書 生活保護受給決定通知書または生活保護受給証明書
2	精神保健福祉手帳(1級)が交付された場合	償還免除申請書 精神保健福祉手帳のコピー
3	身体障害者手帳(1級または2級)が交付された場合	償還免除申請書 身体障害者手帳のコピー
4	療育手帳(A1、A2)が交付された場合	償還免除申請書 療育手帳のコピー
5	死亡した場合	借受人死亡届 死亡診断書のコピーまたは住民票の除票
6	失踪宣言された場合	失踪宣言が確定していることを証明する書類

上記の要件に該当する場合、下記まで電話連絡をお願いします。

※そのほか分からないことがあるときや相談したいことがあるときも下記に聞いてください。

問合せ先：長崎県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター
電話：095-801-2940
受付時間：9:00~17:00(土・日・祝日を除く)